

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
なるときは、  
翌日の発行)

## 目 次

◇ 告 示 昭和六十二年鳥取県一般会計補正予算(二件)(財政課)

## 告 示

### 鳥取県告示第九百八十二号

昭和六十二年十月三十日専決処分した昭和六十二年鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和六十二年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 巳 次

昭和62年度鳥取県一般会計補正予算

昭和62年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,116,871千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 271,588,811千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地方交付税		千円 85,091,228	千円 239,861	千円 85,331,089
	1 地方交付税	85,091,228	239,861	85,331,089
7 国庫支出金		71,567,108	364,078	71,931,186
	2 国庫補助金	49,876,643	364,078	50,240,721
11 繰 越 金		394,128	350,932	745,060
	1 繰 越 金	394,128	350,932	745,060
13 県 債		32,396,127	162,000	32,558,127
	1 県 債	32,396,127	162,000	32,558,127
歳 入	合 計	270,471,940	1,116,871	271,588,811

歳 出

款	項	補正前の額	補正額		計
			千円	千円	
11 災害復旧費		千円 3,282,759	千円 1,116,871	千円 4,399,630	
	1 農林水産施設 災害復旧費	496,664	567,021	1,063,685	
	2 土木施設災害 復旧費	2,786,095	549,850	3,335,945	
歳 出	合 計	2,710,471,940	1,116,871	271,588,811	

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額 千円	起債の方 法の利率 率 %	限度額 千円	起債の方 法の利率 率 %
治山施設等災害 関連事業費	0		162,000	

借入年度かえ  
後1年、更に  
以後29年間に  
償還するもの  
に、その間に  
償還する。其  
他の借入に、  
財政の都合を  
考慮し、償還  
期限を延長し  
ておる。償還  
期間7年とし、  
償還額を削減  
し、利率を10%以下に  
引下げ、また  
借入金の用途  
については、  
証明書の提出  
により、起債  
の目的に適合  
するものとし、  
必要に応じて  
全部を繰り債  
として起債が  
できるように  
年延すること  
を期す。

計	32,396,127	△	△	△	△	△	△
計	32,396,127	△	△	△	△	△	△

繰上、償還額との  
差額が、繰上  
借入額に  
ついで  
繰上  
する  
こと  
を  
期  
す。

鳥取県告示第九百八十三号  
昭和六十三年十一月臨時県議会で十一月二十四日議決された昭和六十二年  
年度鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和六十二年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 田 次

昭和62年度鳥取県一般会計補正予算

昭和62年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,272,685千円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 291,861,496千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正  
後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地方交付税	1 地方交付税	千円 85,331,089	千円 313,707	千円 85,644,796
5 分担金及び負担金	2 負担金	4,845,016	29,941	4,874,957
		3,369,562	29,941	3,399,503
7 国庫支出金	1 国庫負担金	71,931,186	13,731,962	85,663,148
		20,950,543	8,930,716	29,881,259
10 繰入金	2 国庫補助金	50,240,721	4,801,246	55,041,967
		3,757,304	1,208	3,758,512
13 県債	2 基金繰入金	32,558,127	1,208	32,559,335
		32,558,127	6,195,867	38,753,994
歳入	合計	271,588,811	20,272,685	291,861,496

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費	4 災害救助費	千円 17,074,625	千円 24,430	千円 17,099,055
		7,493	24,430	31,923
4 衛生費	2 環境衛生費	8,457,669	5,491	8,463,160
		562,113	5,491	567,604
6 農林水産業費	1 農業費	45,347,816	13,762	45,361,578
		9,875,069	1,570	9,876,639
8 土木費	4 林業費	9,485,105	5,792	9,490,897
		4,680,853	6,400	4,687,253
11 災害復旧費	2 道路橋りょう費	63,742,298	2,560,000	66,302,298
		29,241,318	165,000	29,406,318
11 災害復旧費	3 河川海岸費	18,972,437	2,389,000	21,361,437
		5,375,454	6,000	5,381,454
11 災害復旧費	5 都市計画費	4,399,630	17,669,002	22,068,632
		1,063,685	3,804,002	4,867,687
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	3,335,945	13,865,000	17,200,945

歳 出 合 計	271,588,811	20,272,685	291,861,496
---------	-------------	------------	-------------

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額 千円	起債利率の 方法 %	限度額 千円	起債利率の 方法 %
道路新設改良費	2,658,000		2,720,000	
道路維持費	868,000		881,000	
河川絵巻費	217,000		219,000	
河川改良費	3,476,000		4,341,000	
砂 防 費	3,061,000		3,338,000	
建設災害復旧費	824,000		5,217,000	
港湾災害復旧費	20,000		49,000	
直轄災害復旧費	110,000		543,000	
治山施設等災害 関連事業費	162,000		225,000	
救 助 費	0		8,867	

政府の定める方法による。

災害中等に金銭の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第12条第2項に定

起債の目的	借入期間	償還方法	借入利率	借入総額	借入回数	借入時期
耕地災害復旧費	0			24,000	10以内	かえり、29年償還する。其他のり及限は起る置返お還縮し償借とする。
林地施設災害復旧費	0			1,000	同上	借入期間を延長し償借とする。
都市災害復旧費	0			25,000	同上	借入期間を延長し償借とする。
計	32,558,127			38,753,994	同上	借入期間を延長し償借とする。

10以内  
た、29年償還する。其他のり及限は起る置返お還縮し償借とする。

借入期間を延長し償借とする。